

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年6月1日から20年9月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を、19年6月から同年8月までは44万円に、同年9月から20年8月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から20年9月1日まで
ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額及び厚生年金保険料の額が、給与支払明細書に記載されている総支給額、保険料控除額と比べて少ないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成19年6月1日から20年9月1日までについて、申立人が所持する給与支払明細書及び申立てに係る事業所が保管する所得税源泉徴収簿に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、19年6月から同年8月までは44万円に、同年9月から20年8月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）

に記録されている標準報酬月額が、上記のとおり、長期間にわたり給与支払明細書及び所得税源泉徴収簿に記載された厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と一致していないことから、事業主は給与支払明細書、所得税源泉徴収簿に記載された厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月から20年8月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成7年4月から19年5月までについては、申立人は、給与支払明細書を所持しておらず、申立てに係る事業所の事業主は、「当時の社会保険事務の担当者は既に死亡している。当時の資料は不明である。」と回答しており、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点も見当たらない上、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が上記期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
② 昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

昭和 44 年 4 月に A 病院に採用され、高等看護学校（夜間）に通いながら准看護師として勤務していた。厚生年金保険の被保険者資格を取得した時の標準報酬月額が 2 万円となっているが、給与は少なくとも 7 万円くらいであったと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

また、昭和 48 年 4 月に助産師学校を卒業したことに伴い、同年 7 月から標準報酬月額が 6 万 8,000 円に上がっているが、給与は 11 万円くらいであったと記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立てに係る事業所において申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を有していた申立人の同僚（複数）に係る標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が特段低いとは認められず、そのうちの複数の同僚が、当時の自分の標準報酬月額について、実際の給与額と一致している旨証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額が訂正されているなどの不自然な点も見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1245

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年4月1日から20年6月5日まで
② 昭和21年5月頃から同年12月頃まで

A学校の生徒だった期間のうち、申立期間①においてB社C事業所に勤労働員学徒として勤務し、同校内の学校工場で高射砲などの部品を作っていた。

また、申立期間②においてD社に正社員として勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A学校の同窓会名簿及び校史から、申立人は申立期間①のうち、昭和19年4月24日から20年6月4日まで、同校内に開設されていたB社C事業所の学校工場において勤労働員学徒として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、労働者年金保険法施行令第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、勤労働員学徒については、労働者年金保険被保険者の適用対象から除外されており、B社も健康保険には加入させることができたが、労働者年金保険には加入させることができなかった旨回答している。

2 D社は、昭和32年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在は不明である。また、申立人は同事業所における同僚を記憶しておらず、一緒に勤務したとする申立人の叔父も既に死亡している上、当時、同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者（5人）は申立人のことを記憶しておらず、申立期間②における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の叔父の氏名も無い。

3 このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 5 日から 14 年 5 月 31 日まで
60 歳到達後も A 社で継続して勤務し、それまでと同額の給与をもらっていたにもかかわらず、標準報酬月額が 47 万円から 30 万円に減額されており、納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が加入する厚生年金基金が保管している厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員給与月額変更届に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同基金が保管する平成 13 年の賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっている。

また、申立てに係る事業所が加入する健康保険組合が管理する申立人に係る標準報酬月額の記録もオンライン記録と一致している。

さらに、申立人と同様に、申立てに係る事業所において 60 歳到達後に継続雇用されている同僚の標準報酬月額も、申立人の標準報酬月額と同程度に引き下げられている。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立てに係る給与月額には高年齢雇用継続基本給付金が含まれている。同給付金は、60 歳到達後の雇用継続を援助、促進するために、政府が雇用保険被保険者に対して給付するものであり、厚生年金保険法上の報酬には当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月頃から33年11月頃まで
申立期間においてA社に勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（複数）の証言から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が同事業所において厚生年金保険被保険者であったはずであると主張する同僚（複数）にも被保険者記録は無い。

また、申立てに係る事業所の事業主（当時）の所在は不明であり、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。